

| 自治体 | 狛江市【協働提案事業】 | 府中市【協働事業提案制度】 | 相模原市【協働事業提案制度】 | 大和市【協働事業等提案制度】 |
|-----------|---|---|--|--|
| 担当部署 | 企画財政部政策室 | 市民協働推進部協働推進課 | 市民局市民協働推進課 | 市民経済部市民活動課 |
| 概要 | <p>【市民提案型協働事業】 市民活動団体の活動内容を十分に活かせる分野にて、団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で実施することで、団体のステップアップ等に繋げるための事業提案</p> <p>★過去の採択事業 ・電柱に想定浸水深の位置を表示するプロジェクト(R3) ・多世代交流の小さな拠点(まちの縁側)の整備に向けたアクションリサーチ(R2) ・狛江市における乳がんの早期発見・早期治療を広め、乳がん検診率向上を目的とする事業(H30) ・東京オリンピック・パラリンピック本番の年にバリアフリー着物を通じた日本伝統文化伝承とパラリンピック応援にチャレンジ ・東京五輪7人制ラグビーパブリックビューイングとウォーキングタグラグビーで婚活</p> | <p>【市民提案型協働事業】 市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に提案できる制度 ※市民のアイデアやノウハウを生かした事業の提案を募集し、市民と市の協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度(行政提案型と共通)</p> <p>★過去の採択事業 (R2) ・「創造素材ステーションフチュウ・レシダ(仮)」の仕組み作り ・武蔵府中郷土かるた選手権 ※2年目(H30) ・市民と留学生との相互の異文化コミュニケーション事業</p> | <p>【市民提案型協働事業】 ～市民が抱えている悩みのタネを解決する～ 市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う事業</p> <p>※公共的課題(みんなが抱える悩みのタネ)を市民と行政が、互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働(役割分担)することによって効果的に解決していくためのひとつの仕組み</p> <p>★過去の採択事業 ・住んでみたいまち相模原をめざす移住・定住促進事業、他5件採択(R2) ・防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと人の繋がり活性化事業(R1) ・若年層に向けた金融教育支援事業(H30)</p> | <p>【市民提案型協働事業】 市民団体等が事業の企画を提案し、具体的な計画を作る段階から、実施、報告まで、市の事業担当課と一緒に取り組む事業</p> <p>※行政だけではなく、市民等、事業者など地域に関わるすべての人が知恵や力を出し合い、地域の公共的課題を解決していくもの</p> <p>★過去の採択事業 ・家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業、他1件採択(R1) ・移動制約者の外出介助サービス事業(H30) ・生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つるま読み書きの部屋」(H30)</p> |
| 提案者要件 | <p>団体のみ 『市民公益活動団体登録』のある団体 ・公益性および公開性を有し、代表者を含め3名以上の役員がいること ※公益性:特定の誰かの利益に繋がるものではなく、多くの人のためになること ※公開性:団体の活動内容を積極的に公開すること ・所定事項が明記された会則および会員名簿等を有すること ・市が定める以下の条件のいずれかに適合すること ※団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること ※団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること ※団体の活動範囲に狛江市を含むこと</p> | <p>団体のみ(企業も可) ・5人以上の構成員で組織されていること ・市内に活動の拠点を有していること</p> <p>※以下は行政提案型と共通 ・定款、規則等組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること ・適切な会計処理が行われていること又は見込みがあること ・政治活動又は宗教活動を目的としていないこと ・暴力団又はその構成員の統制下でないこと ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分を受けている団体又はその役員若しくは構成員の統制下でないこと</p> | <p>団体のみ ・提案する事業に主体的に関わる意思を持ったもの ・NPO(法人格の有無は問わない)、自治会、企業、大学等が、公共の利益を実現するために市内で活動を行うもの ・市内に意思決定の場を置くことができること ・5人以上の会員で組織している団体であること ・1年以上継続している団体であること ・組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること ・予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること ※その他府中市とほぼ同様の要件</p> | <p>団体・個人とも可(登録が必要。以下登録要件) (団体) ①「対象となる活動」(※事業要件部分)に規定する市民事業を行うこと ②代表者を含め3名以上の役員を有すること ③市内で活動している、又は活動する予定があること ④規約、会則等を有すること ⑤予算及び決算を示すことができること ⑥原則として、1年以上継続して活動していること ★個人は上記のうち①、③、⑥を満たすこと</p> |
| 事業実施時期・期間 | 申請年度の翌年度 ※実施期間は1年間(次年度も申請することはできる) | 申請年度の翌年度 ※同一事業について2か年分の事業を提案することも可能(H31～) | 申請年度の翌年度 ※市長が特に認めた場合は最長3年度まで可能(事業の継続を担保するものではない) | 申請年度の翌年度から3年(以後の継続は再度申請) |
| 事業要件 | <p>狛江市内で行われる事業であること ・令和5年度に実施可能な事業であること ・単年度で完了する事業であること(年度ごとに連続して提案し、実施する場合は御相談ください) ・地域社会の発展、または、地域の課題および社会的な課題の解決が期待できる事業であること ・協働で実施することにより、より大きな効果が期待できる事業であること ・協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業であること</p> | <p>・地域課題や社会的な課題の解決に向けて、対象団体が自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業 ・原則として単年度で完了する事業 ※2か年で採択された場合は、2年目のプレゼンテーションの省略が可能。ただし、2年目の事業については、次年度予算の可決後に正式に実施が決定となる。目標・成果の設定や事業の発展性から、単年度での実施が望ましいと判断された場合は、単年度事業として採択される場合もあるが、翌年度に再提案することも可能。</p> <p>◎対象外事業 ・施設等の建設及び整備を目的とするもの ・政策立案のための調査など政策の提案に関するもの ・学術的な研究事業に関するもの ・地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの など ※市民提案型協働事業のみ:国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けているもの、その他市長が不適切と認めるもの</p> | <p>・提案する市民(団体)が自ら担うことが可能なもの ・協働することにより相乗効果が生じると認められるもの ・市民と行政が課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決につながるもの ・役割分担が明確かつ妥当なもの ・予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの</p> <p>◎対象外事業 ・政策等の提案を主たる目的とするもの ・施設等の建設又は整備を目的とするもの ・相模原市の他の補助制度等の対象となるもの など</p> | <p>・新しい公共に参加する意思のある活動 ・多様な価値観を認めあう活動 ・営利を目的としない活動 ・宗教及び政治に関する活動を主たる目的としていない活動 ・選挙に関する活動を目的としていない活動</p> |
| 募集時期 | 令和4年4月15日～6月17日 | ①事前相談:令和3年5月11日～6月10日、②提案書提出:6月17日締切 | ①事前相談:令和3年4月30日まで※対象年度以降のものは随時、②提案書提出:5月10日～31日 | ①企画書提出:令和3年4月1日～17日、②協議:4月12日～5月6日、③申請書提出:5月6日～13日 |
| 金額等 | 上限なし | 上限50万円(補助金※補助対象経費の合計額の1/2に相当する額) | 負担金 ※必要経費総額に対する負担率:初年度90%以内、2年度目80%以内、3年度目70%以内 | 負担金 |
| 審査方法 | ・市協働推進会議による採択審査(非公開) ・提出書類、公開プレゼンテーションによる審査 | 書類、公開プレゼンテーション(①提案団体及び市担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑)による審査 | 提案書、協議、公開プレゼンテーション(①提案団体と事業担当課によるプレゼンテーション、②審査員との質疑)による審査 | 公開プレゼンテーション(①応募者と市の事業担当課で発表、②協働推進会議委員との質疑)※当日参加市民からの質疑あり |
| 審査基準等 | (審査のポイント) ●公益性 ●具体性●実現性●効率性●協働性●実現能力●発展性 | (審査基準) ●地域課題・市民ニーズ分析●先駆性●事業の妥当性●事業成果●協働の必要性●実現可能性 ※審査基準の得点の配分を公表 | (審査のポイント) ●事業の必要性・妥当性●事業の公益性●協働の必要性●実現可能性●事業の効果●発展の見込と将来展望●新型コロナウイルス感染症の蔓延による課題への対応 ※審査基準の得点の配分、要件等を公表 | (評価のポイント) ●市民活動の特性●目標設定●実施手法●計画性●協働による効果 |

| 自治体 | | 狛江市【協働提案事業】 | 府中市【協働事業提案制度】 | 相模原市【協働事業提案制度】 | 大和市【協働事業等提案制度】 |
|---------|-----------|---|--|--|--|
| 市民提案型 | 決定までの流れ | <p>(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集 令和4年4月15日～6月17日 ※「こまえくぼ1234」への事前相談が必要。その後、政策室、担当課との協議(この過程で協働による取組みが困難と判断された場合は打合せを終了する場合がある。) ※提出先 政策室 公開プレゼンテーション 7月下旬 決定数値 9月下旬 <実施に向けた協議・協定書、契約の締結準備> 事業実施決定 3月下旬(予算成立) <p>(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 4月～ <定期的な打ち合わせ・情報交換等> 事業報告書提出 | <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集 5月11日～6月17日 事前相談 6月10日締切 ※必須、市民活動センターに相談 市担当課との調整 提案書提出後 ※提案団体と市担当課、市民活動センター及び協働推進課で調整 ※調整の結果、実施上の課題を整理することができなかった場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできない 提案書等の再提出 7月5日締切 公開プレゼンテーション 8月上旬 実施事業決定 9月 結果通知、年度末の予算可決後正式決定 ※選考の結果、付帯条件がある場合は市担当課と調整後、書類を再提出 事業終了後 提案型協働事業報告会 事業実施翌年度5月 | <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前相談 ～4月 ※必須 事前相談の内容を関係課に情報提供し、行政の取組状況や提案内容の課題を団体にフィードバックする(事前相談は通年受付、ただし5月以降の相談は翌々年度からの事業実施を目指すもの) ※事前相談シートをもとに、市民協働推進課及び★制度活用推進団体によるヒアリングを適宜実施 提案受付 5月 提案書の審査 6月 ※要件、書類等の形式的な審査 協議 7月～9月 提案団体と提案に関係する市の関係課との協議により、合意に至ったものが次のステップに進む 公開プレゼンテーション・審査 10月 終了後、市民協働推進審議会委員による審査(非公開)を実施 事業化の内示 12月 実施に向けた協議(協定書の準備) ※予算を伴う事業の正式な決定は3月下旬 事業実施 翌年4月以降 ※協定の締結 公開中間ヒアリング(継続の審査※決定後次年度に向け計画書等を提出)・公開事業報告会(事業の検証) <p>★制度活用推進団体 公募により選考された団体で、市と協働で制度を運営(協議の場等での助言、事業実施後のサポート等を行う)</p> | <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画書提出 4月1日～17日(提出先:市民活動センター) ※この期間に説明&相談会を個別で実施 協議 4月12日～5月6日 ※原則として、応募者、市民活動センター、市民活動課の3者で日程調整の上実施。応募者が協働したい担当課も参加し、提案内容を調整する場合あり 申請 5月6日～13日(提出先:市民活動センター) 協議した内容を反映した企画書等に申請書を添えて提出 協働推進庁内検討会議 5月下旬 ※内容について協議 事業担当課との顔合わせ 5月25日～6月4日 ※市民活動センター、市民活動課も同席 協働推進会議への諮問 6月下旬 公開プレゼンテーション 6月26日 協働推進会議からの答申 7月下旬 協働推進庁内検討会議 8月上旬 結果発表 8月26日 協定書の締結 採択後 基本協定書(最長3年までの更新)・負担金協定書(単年度) |
| | 概要 | <p>【行政提案型協働事業】 狛江市の各担当部署にて抱える行政課題に基づいて、狛江市がテーマを提示し、市民活動団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業提案</p> <p>★R5募集事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人を支えるやさしいまち 不登校の子どもたちの居場所づくり 「市庁舎等における緑化デザイン」 狛江の次世代特産商品の開発 | <p>【行政提案型協働事業】 市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度</p> <p>★募集事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (R4) ウィキペディアタウン in 府中(仮)の開催 公園花壇の維持管理 (R3) 子育て講演会の実施と子育て応援パンフレットの作成(採択) 表現ガイドライン又はワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット改訂版の作成 | <p>【行政提案型協働事業】 ～市の抱えている悩みのタネを解決する～ 市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を行政提案として示し、その概要書をもとに、市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う事業</p> <p>★募集事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (R2) オープンデータ活用促進事業(採択) 共助によるまちの身近な安全対策の促進事業(採択) (R1以前) 「地域若者サポートステーション」の開設事業 ・(仮)市民活動PR事業～市民活動推進普及啓発事業～ | <p>【行政提案型協働事業】 市が事業の企画を提案し、提案に応募した市民(市民団体等)と具体的な計画をつくる段階から、実施、報告まで一緒に取り組む事業</p> <p>★募集事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (R4) みんなでつくろう安心のまち事業(防犯キャンペーン・地域安全マップづくり・防犯教室の実施) ※3年度間 (R3以前) 大和市民活動センターの管理運営(採択) 入院患者さんの「癒しの場」提供事業(採択) |
| 行政提案型 | 提案者要件 | <ul style="list-style-type: none"> ※全てに該当すること(その他市民提案型協働事業と同じ) 5人以上の構成員で組織されている 市内に活動拠点を有している、又は市内で活動している団体 | 市民提案型協働事業と同じ | 市民提案型協働事業と同じ | 市民提案型協働事業と同じ |
| | 事業実施時期・期間 | | | | |
| | 事業要件 | | | | |
| | 募集時期 | 市民提案型と同じ | | | |
| | 金額等 | | 担当課と協議し決定(委託料)※参加費などの収入が市の歳入になる | | |
| 決定までの流れ | | 市民提案型協働事業と同じ | | | |
| 審査方法 | | | | | |
| 審査基準等 | | | | | |



★ポイント★

- 提案者については、基本的には団体を対象としている。(企業等を対象に含めた自治体もあり)
- 提案提出先、事前相談等は市民活動支援センターが関わっている自治体が多い。その場合、応募件数が多い傾向もある。
- 事業実施については、多くの自治体が原則単年度としているが、複数年度としている自治体もある。その場合、年度ごとに継続の妥当性等の審査を行い、継続の有無を決定している。
- 補助金、助成金として負担しているものは応募件数が多い傾向も見られるが、単発的なものが多く、継続性が低い